

議事日程（第五号）

令和七年十二月十八日（木） 午前十時開議

- 第一 議第百十九号から議第百五十五号まで及び議第百五十七号
- 第二 請願第三十八号
- 第三 議第八十二号から議第九十五号まで及び議第百十四号から議第百十六号まで（継続審査中のもの）
- 第四 議第百五十八号から議第百六十二号まで
- 第五 県議第十四号から県議第十六号まで

本日の会議に付した事件

- 一 日程第一 議第百十九号から議第百五十五号まで及び議第百五十七号
- 一 日程第二 請願第三十八号

第五号 十二月十八日

欠 席 議 員 一 人

三十四番 小 原 尚 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	竈 橋 智 基
総 務 課 長	桂 川 義 彦
議 事 調 査 課 長	三 宅 誠 樹
議事調査課管理調整監	大 平 洋 右
同 課 長 補 佐	佐 藤 由 子
同 主 査	脇 若 知 香 子
同 主 査	横 田 直 道

林	政	部	長	久	松	一	男	君
県	土	整	備	部	長	藤	井	忠
理	事	(ま	ち	づ	くり	担	当)	兼
都	市	建	築	部	都	市	建	築
都	市	公	園	・	交	通	局	長
教	育	部	長	堀	田	克	稔	君
警	察	本	部	長	三	田	豪	士
代	表	監	査	委	員	鈴	木	祥
人	事	委	員	会	事	務	局	長
廣	大	野	陽	一	史	君	君	君
廣	瀬	雅	史	君	君	君	君	君
廣	瀬	雅	史	君	君	君	君	君



十二月十八日午前十時開議

○副議長(高殿 尚君) おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。



○副議長(高殿 尚君) 日程に先立ち、教育長から十二月十日の伊藤正博議員の一般質問に対する答弁の一部

について誤りがあつたため、訂正をお願いしたいとの申出がありました。

議長といたしまして、これを了承し、会議録についても訂正することといたしますので、御報告いたします。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 諸般の報告をいたします。

書記に朗読させます。

（書 記 朗 読）

議案の提出について

知事から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、議第百五十八号 教育委員会委員の任命同意について
ほか四件の議案の提出がありました。

発案書の提出について

議員から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、県議第十四号 軽油引取税の課税免除措置の継続・恒
久化を求める意見書についてほか二件の発案書の提出がありました。以上であります。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 日程第一及び日程第二を一括して議題といたします。

ただいまから議題とした各案件について、各常任委員会委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。総務委員会委員長 広瀬 修君。

〔総務委員会委員長 広瀬 修君登壇〕

○総務委員会委員長（広瀬 修君） おはようございます。

総務委員会に審査を付託されました議案六件の審査の経過及び結果についてを御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としまして、議第百十九号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳入予算補正については、総額六十億三千五百八十四千円の増額となっております。その主な内容としましては、財政調整基金の繰入金五十六億四百四十三万二千元を計上するものであります。

歳出予算補正については、当委員会所管として総額七千九百七十八千円の増額となっております。その主な内容としましては、人事委員会勧告を受けた職員給与等の改定などによる経費の増額です。

次に、追加上程されました議第百五十七号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳入予算補正については、総額四百五億三千六百五十一万円の増額となっております。その主な内容としましては、物価高騰対策に係る交付金や防災・減災、国土強靱化対策に係る補助金などの国庫支出金を二百七十九億一千九百九十七万四千円、防災・減災、国土強靱化対策に係る県債を百十億三千九百四十万円、それぞれ増額するものであります。次に、条例その他の議案としましては、議第百二十六号 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてなど四件であります。

採決の結果、議第百十九号のうち歳入予算補正、歳出予算補正中総務委員会関係及び地方債補正、議第百二

十六号から議第百二十八号まで、議第百五十三号並びに議第百五十七号のうち歳入予算補正及び地方債補正の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において、執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

当せん金付証券の発売に関し、発売総額の算出方法について質疑があり、全国自治宝くじ事務協議会が示した来年度の計画額に本県の今年度販売実績割合などを乗じて算出しているとの答弁がありました。

以上、総務委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○副議長（高殿 尚君） 企画経済委員会委員長 所 竜也君

〔企画経済委員会委員長 所 竜也君登壇〕

○企画経済委員会委員長（所 竜也君） おはようございます。

企画経済委員会に審査を付託されました議案十件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案といたしまして、議第百十九号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額七千七百三十二万二千円の減額となっております。その主な内容としましては、人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴い増額する一方、当初予算編成時に想定していた職員数を現在の職員構成に合わせて再積算することにより、職員の人件費などを減額するものであります。

なお、当委員会所管の債務負担行為補正については、岐阜県先端科学技術体験センターに係る指定管理者の指定など、追加分として二件であります。

次に、追加上程されました議第一百五十七号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額十八億七百五十七万二千元の増額となっております。その内容としましては、南海トラフ巨大地震により震度六弱以上が予想される地域であつて、旧鉱物採掘区域における陥没の危険性が見込まれる市町が実施する地盤脆弱性調査などに対して補助金を交付し、防災対策の強化を図るための経費として十八億七百五十七万二千元を計上するものであります。

次に、条例その他の議案としましては、議第二百二十九号 岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてなど八件であります。

採決の結果、議第二百十九号のうち歳出予算補正中企画経済委員会関係及び債務負担行為補正中企画経済委員会関係、議第二百二十九号から議第三百一十号まで、議第四百四十五号から議第四百四十九号まで並びに議第一百五十七号のうち歳出予算補正中企画経済委員会関係の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において、執行部から議案の説明を受け、質疑を行いました。その主な内容を申し上げます。

南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱廃坑の防災対策に関して、令和八年度実施予定分を前倒しする効果及びその進捗状況について質疑があり、前倒しにより調査や工事に要する時間を十分確保できるメリットがあると考えられ、事業期間終了予定の令和十年度までにはおよそ八割程度の防災対策が完了する見込みであるとの答弁がありました。

以上、企画経済委員会の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

○副議長（高殿 尚君） 厚生環境委員会委員長 恩田佳幸君。

〔厚生環境委員会委員長 恩田佳幸君登壇〕

○厚生環境委員会委員長（恩田佳幸君） おはようございます。

厚生環境委員会に審査を付託されました議案十三件の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。
まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案といたしまして、議第百十九号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額六億二千八百六十五万六千円の増額となっております。その主な内容といたしましては、人事委員会勧告を踏まえた給与改定などに伴い、職員給与費を増額するものであります。

なお、当委員会所管の債務負担行為補正については、岐阜県福祉友愛プール及び岐阜県福祉友愛アリーナに係る指定管理者の指定など、追加分として三件であります。

特別会計については、議第百二十号 令和七年度岐阜県国民健康保険特別会計補正予算及び議第百二十一号 令和七年度岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計補正予算の二件であります。

次に、追加上程されました議第百五十七号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額百十三億九千八百八十八万一千円の増額となっております。その主な内容といたしましては、医療機関や福祉施設などに対する光熱費や食材料費等の高騰分に加え、職員の処遇改善や診療等に必要な経費の物価上昇に対する支援のための経費として九十五億二千四百三十万六千円を計上するものであります。

なお、当委員会所管の繰越明許費補正については、エネルギー総合対策事業費など追加分として七件であります。

ます。

次に、条例その他議案といたしましては、全自動調理器により調理された食品を販売する営業施設の基準を定める議第百三十二号 岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例についてなど九件であります。

採決の結果、議第百十九号のうち歳出予算補正中厚生環境委員会関係及び債務負担行為補正中厚生環境委員会関係、議第百二十号、議第百二十一号、議第百三十二号から議第百三十五号まで、議第百四十二号から議第百四十四号まで、議第百五十四号、議第百五十五号並びに議第百五十七号のうち歳出予算補正中厚生環境委員会関係及び繰越明許費補正中厚生環境委員会関係の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において執行部から議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。指定管理料における物価高騰分の算定について質疑があり、今後の人件費や物件費の高騰を見込んだ上で、必要な経費を指定管理料に含めているとの答弁がありました。

以上、厚生環境委員会の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

○副議長（高殿 尚君） 農林委員会委員長 布侯正也君。

〔農林委員会委員長 布侯正也君登壇〕

○農林委員会委員長（布侯正也君） 農林委員会に審査を付託されました議案四件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のありました議案の概要を申し上げます。

予算関係議案といたしまして、議第百十九号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正につ

いては、当委員会所管として総額五億七千五百六十四万四千円の増額となっております。その主な内容としましては、一般職給与費について人事委員会勧告を踏まえた給与改定などにより職員給与費を増額するものであります。

また、当委員会所管の繰越明許費補正については、追加分として七件、債務負担行為補正については追加分が二件ございます。

次に、追加上程されました議第百五十七号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管としまして総額六十億一千五百二十九万五千円の増額となっております。その主な内容としましては、自給飼料生産振興対策事業費について、輸入飼料価格の高騰の影響を受けている畜産農家などに對し、飼料価格高騰分の一部を支援するための経費として五億四千八十五万五千円、造林事業費について、森林所有者や林業事業体などが行う搬出間伐や再造林、森林作業道の整備などに対して助成する経費としまして十五億九千四百四十四万四千円をそれぞれ計上するものであります。

また、当委員会所管の繰越明許費補正については、追加分及び変更分として十件、債務負担行為補正については追加分及び変更分が二件ございます。

次に、条例その他の議案としましては、議第百五十号 指定管理者の指定についてなど二件であります。

採決の結果、議第百十九号のうち歳出予算補正中農林委員会関係、繰越明許費補正中農林委員会関係及び債務負担行為補正中農林委員会関係、議第百五十号、議第百五十一号並びに議第百五十七号のうち歳出予算補正中農林委員会関係、繰越明許費補正中農林委員会関係及び債務負担行為補正については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において、執行部から議案の説明を受けまして質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

農業共済団体事業活動促進費に関して、農業収入保険加入者への支援の対象についての質疑があり、国の補正予算を活用して継続加入者への支援を行い、これにより新規加入者も継続加入者も漏れなく支援することができるとの答弁がございました。

また、治山事業費に関し、治山工事を実施する二十六か所の選定についての質疑があり、県内の災害リスクの高い箇所のうち、そのリスクがより高いと考えられる箇所を選定しているとの答弁がありました。

以上、農林委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○副議長（高殿 尚君） 土木委員会委員長 藤本恵司君。

〔土木委員会委員長 藤本恵司君登壇〕

○土木委員会委員長（藤本恵司君） 土木委員会に審査を付託されました議案十二件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としまして、議第百十九号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額二億二千四百四十五万五千円の増額となっております。その主な内容としましては、職員の人事異動や給与改定などを踏まえ、職員給与費を増額するものであります。

なお、当委員会所管の繰越明許費補正については、道路新設改良費など追加分及び変更分として六件あります。

債務負担行為補正については、市道跡津川線跡津川トンネル新設工事など、追加分として三件であります。次に、追加上程されました議第百五十七号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額二百十二億九千三百四十六万七千円の増額となっております。その主な内容としましては、防災・減災、県土強靱化の推進を図るため、緊急輸送道路等の整備など激甚化、頻発化する自然災害への対策や、道路、河川、ダム等の重要インフラに係る老朽化対策を実施するための経費として合計二百九億円、地域公共交通事業者などに対し、燃料費高騰分の一部を支援するための経費として六千三百四十六万七千円を計上するものであります。

なお、当委員会所管の繰越明許費補正については、道路新設改良費など追加分及び変更分として二十件であります。

企業会計については、議第百二十二号 令和七年度岐阜県流域下水道事業会計補正予算など三件、特別会計については、議第百二十五号 令和七年度岐阜県営住宅特別会計補正予算の一件であります。

次に、条例その他の議案としましては、議第百三十六号 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例についてなど六件であります。

採決の結果、議第百十九号のうち歳出予算補正中土木委員会関係、繰越明許費補正中土木委員会関係及び債務負担行為補正中土木委員会関係、議第百二十二号から議第百二十五号まで、議第百三十六号、議第百三十八号から議第百四十一号まで、議第百五十二号並びに議第百五十七号のうち歳出予算補正中土木委員会関係及び繰越明許費補正中土木委員会関係の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

地域公共交通等の燃料価格高騰対策について質疑があり、特別高圧電力を使用する鉄道事業者に対しては、令和八年一月から三か月分、軽油やガソリンを使用する広域バス路線事業者等に対しては、令和七年四月から十月に遡って七か月分の燃料費高騰分の一部を支援するものであるとの答弁がありました。

また、鉄嶺トンネル第三期工事の請負契約の変更について質疑があり、土質の状態が想定よりも悪く、掘削中に崩壊が複数回発生したことや、掘削後にも掘削断面に変状が見られたことから、作業の安全性を考慮して、これまで掘削した部分で工事を終了すること、改めて土質調査を行った上で設計を見直す予定であるとの答弁がありました。

以上、土木委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○副議長（高殿 尚君） 教育警察委員会委員長 今井政嘉君。

〔教育警察委員会委員長 今井政嘉君登壇〕

○教育警察委員会委員長（今井政嘉君） 教育警察委員会に審査を付託されました議案三件及び請願一件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案といたしまして、議第百十九号 令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額四十六億八千五百三千元の増額となっております。その主な内容といたしましては、給与改定に伴い職員給与費等を増額するものであります。

次に、追加上程されました議第百五十七号の令和七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額二千八百二十九万五千円の増額となっております。その主な内容といたしましては、教育委員会関係で、物価高騰に伴う教育費の負担軽減のため、高校生等奨学給付金を加算するための経費として二千五百二十九万九千円を計上するものであります。

次に、条例その他議案といたしまして、議第百三十七号 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

採決の結果、議第百十九号のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係、議第百三十七号及び議第百五十七号のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主な内容を申し上げます。

教育委員会関係では、就学支援事業費に関して、公立高等学校等に通う非課税世帯の生徒への加算額についての質疑があり、文部科学省が令和三年度に実施した子供の学習費調査の結果を基に、物価上昇分を掛けて計算するという答弁がありました。

最後に、請願に対する審査の結果を申し上げます。

請願第三十八号 教員未配置・免許外授業の解消、保護者負担の軽減、教育条件の改善を！二〇二五年度すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願については、本来、教育の機会均等の確保や所要の財源措置については国の責任において対応されるべきであり、単独で県に対して求めるのは妥当でないことから不採

択とすべきものとの意見があり、採決の結果、全会一致をもって不採択とすべきものと決定いたしました。
以上、教育警察委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○副議長（高殿 尚君） ただいまから議第百十九号から議第百二十五号まで、議第百二十七号から議第百四十号まで、議第百四十二号から議第百五十五号まで及び議第百五十七号を一括して採決いたします。

お諮りをいたします。各案件を各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よって、各案件は各委員長報告のとおり決定いたしました。

ただいまから議第百二十六号及び議第百四十一号並びに請願第三十八号について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） それでは、ただいまの三点について討論を申し上げます。

まず、議第百二十六号 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてです。

知事や県議会議員など特別職の手当の増額です。これとは別に、先ほど採決が行われました議第百二十七号 一般職の県職員の給与は、人事委員会の勧告に基づいたものであり、賛成いたしますが、特別職の手当については勧告に基づくというルールはありません。しかも、現在、県では事業見直しを行い、事業の優先度や予算規模の適正化について厳しい議論が行われている最中であり、その本気度が問われるような判断に大きな疑問を持ちました。

引上げを判断した理由について、知事は一般職の県職員の皆さんにもいずれ手当の引上げ見送りが行われる

のではないかと不安が広がり、モチベーション等にも悪影響を及ぼすとの議論や、民間企業の賃上げを促している立場からも望ましくないのではないかという議論があつたと説明をされました。しかし、県職員に不安が広がるとしたら、その大本は過去の財政難による給与カットの経緯であり、むしろ県財政にしっかりと見通しを持てること、県民のための仕事が行うことができる環境をつくることこそが最も必要です。

また、民間企業の賃上げこそ、中小・小規模事業者への手厚い支援が重要だということも申し添えたいと思います。どちらも特別職の手当引上げとは別問題です。県政世論調査で、暮らし向きが苦しいと回答された方が六割に上り、変わらないという回答を四年連続で上回る、これまでにない厳しい結果が出ています。限りある県の財源です。まずは暮らしの応援策に優先して充てていくべきだと申し上げます。

続いて、議第四百四十一号 徳山ダム上流域の山林の取得についてです。

この事業が徳山ダム建設時に合意の条件とされていた山林に入るための道路建設がほごにされ、進められたものであるため、事業そのものに反対しております。

続いて、請願第三十八号です。教員未配置・免許外授業の解消、保護者負担の軽減、教育条件の改善を！二〇二五年度すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願です。

この請願の内容ですが、教員未配置や無免許の授業、免許外教科のことですが、この授業を解消する。不登校、発達障がい、日本語指導など様々な配慮を要する児童・生徒を支援する加配教員や支援員を増員。部活動の地域移行に当たって、生徒や保護者、教員の意見を十分に聞くこと。給食費、教材費、タブレットなど保護者負担の軽減、解消。体育館のエアコン設置や学校施設の熱中症対策促進など、どの要望もひとしく教育を受けられる権利を保障するために重要なものであり、一万九千二百九十六名の署名とともにこの議会に提出され

ました。これらはどれも政治的立場関係なく、県議会でも多くの議員の皆さんが議会で取り上げられてこられたものでもあります。

毎年こうした請願を受けて、県教育委員会では三十五人学級を国に先駆けて実現されました。また、免許外授業の解消のための非常勤講師の予算も少しずつ増額できております。しかし、まだまだ取組は十分とは言えません。

学ぶための学校で熱中症で体調不良になってしまふ、救急搬送されるなどということがないように、エアコンの設置は待ったなしの課題です。長引く物価高の中、教育費の負担軽減は若い世代の学ぶ機会に直結する問題になってきております。本請願の願意は、県の財政状況が厳しいなどの理由で先送りできるものではなく、私たち大人の責任で着実に進めていくべきことであり、採択を主張いたします。

以上です。よろしく願います。

○副議長（高殿 尚君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

ただいまから議第二百二十六号及び議第四百一十一号並びに請願第三十八号を起立により一括して採決いたします。

お諮りをいたします。各案件を各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（高殿 尚君） 起立多数であります。よって、各案件は各委員長報告のとおり決定いたしました。



○副議長（高殿 尚君） 日程第三を議題といたします。

本案は、さきの定例会において決算特別委員会に審査を付託してありますので、ただいまから委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。決算特別委員会委員長 加藤大博君。

〔決算特別委員会委員長 加藤大博君登壇〕

○決算特別委員会委員長（加藤大博君） 決算特別委員会における審査の経過及び結果並びに委員からの意見に

ついて御報告を申し上げます。

令和七年第四回定例会において、本委員会に審査を付託されました議第八十二号から議第九十五号まで及び議第一百四号から議第一百十六号までにつきまして、十月十日から十月二十四日までの期間に五日間にわたって常任委員会所管事務ごとに審査を行いました。

初めに、決算の概要を申し上げます。

まず、一般会計決算は、収入済額九千四百九十六億六千万円余、支出済額九千三百五十六億七千万円余であり、令和五年度に比べ歳入は三・六％、歳出は三・八％の増加となっております。

なお、歳入歳出差引額は百三十九億八千万円余であり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は六十六億円余の黒字となっております。

次に、特別会計決算は、公債管理特別会計ほか九会計で、合計収入済額は三千八百七十億四千万円余、合計支出済額は三千八百二十三億八千万円余であります。令和五年度に比べ、歳入歳出ともに二・六％の減少とな

っております。十会計合計の歳入歳出差引額は四十六億六千万円余で、実質収支も同じく四十六億六千万円余の黒字となっております。

また、公営企業会計の流域下水道事業、水道事業及び工業用水道事業の決算は、それぞれ純利益が二億二千万円余、七億八千万円余及び三千万円余と、いずれも黒字となっております。

採決の結果、議第八十三号から議第八十六号まで、議第八十八号、議第九十号、議第九十一号及び議第九十三号から議第九十五号までの各案件については全会一致をもって、議第八十二号、議第八十七号、議第八十九号及び議第九十二号の各案件については、賛成多数によりそれぞれ認定すべきものと決定をいたしました。

また、議第百十四号から議第百十六号までの各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、主な質疑の状況について申し上げます。

まず、総務委員会関係については、皇室行事関連経費の使途について質疑があり、執行部から、国民文化祭関係事務費では、セキュリティを確保するためのパーティションの購入費、視察先日程等をまとめた資料の制作費、宿泊先のホテルにおける会場の借り上げ料などに執行したとの答弁がありました。

また、消防団員確保対策事業について質疑があり、執行部から、SNSや地域情報紙等を活用した消防団のPRのほか、各種補助事業等を総合的に実施して団員確保を図っているところであり、団員数は全国的にこの五年間で約一割減少しているが、本県では約三分の二の減少にとどまっているとの答弁がありました。

次に、企画経済委員会関係については、SDGs講師派遣制度の成果について質疑があり、執行部から、学校からの希望に応じ、SDGsに関する先進的な取組を行っている方を講師として派遣するもので、延べ千八

百五十七人の生徒が受講し、受講者アンケートでも好評を得ており、講師派遣回数は増加傾向にあるとの答弁がありました。

また、自動車産業におけるEV化対応支援について質疑があり、執行部からは、企業等における自動車電動化への技術提案や新分野への事業展開に向けた事業計画策定の支援等を行ったほか、窓口相談では三十件の予定が四十三件、個別訪問では四十件の予定が五十九件となるなど、予定件数を上回る支援実績となったとの答弁がありました。

次に、厚生環境委員会関係については、狩猟者の登録件数について質疑があり、執行部から、第一種銃猟の狩猟者登録件数は、過去三年、千三百人程度で推移しており、狩猟者数の維持・拡大を図るため、狩猟免許試験の回数増加や土曜日開催、若者に狩猟の魅力を伝えるセミナーの開催など、人材の確保に取り組んでいるとの答弁がありました。

また、慢性腎臓病の重症化予防に関する県の状況について質疑があり、執行部から、県内に腎臓病の専門医が少ないことを踏まえ、外来診療を行う開業医に対して基準となる数値を広く示し、患者の数値に応じて専門医を紹介する等により、次の治療につなげ、重症化を予防しているとの答弁がありました。

次に、農林委員会関係については、スマート農業の普及推進について質疑があり、執行部から、スマート農業推進計画ではスマート農業導入経営体数の増加を目標として掲げており、令和六年度末で導入済みの経営体は七百四十一に達し、目標としている七百七十五経営体に対して九五%の達成率となっているとの答弁がありました。

また、森林サービス産業について質疑があり、執行部から、森林サービス産業は農山村に雇用や収入を創出

する新しい産業振興の取組であるが、各事業者は小規模であるため、一体的なPRをぎふ森フェスにより支援しているとの答弁がありました。

次に、土木委員会関係については、建設人材の育成、確保について質疑があり、執行部から、令和六年度における県内高校新卒者の建設業への就職率がやや向上していること、離職防止に向けてICT施工の導入や現場環境改善などの施策を行っているとの答弁がありました。

また、岐阜県自動運転社会実装推進調査事業についての質疑があり、執行部から、想定ルートにおける危険な箇所や通信状況といったリスクアセスメント調査等を行ったとの答弁がありました。

次に、教育警察委員会関係については、不登校対応学習指導員の配置について質疑があり、執行部から、学校内の別室において生徒の話し相手や学習のサポートを実施するもので、教室への通学につながった事例も多数あり、今後は各市町村から事例を集め、共有することを検討していくとの答弁がありました。

また、サイバー犯罪対策について質疑があり、執行部から、ランサムウェアやフィッシングなどの各種犯罪の窓口について広報啓発を行うとともに、認知した事件の捜査を進め、被疑者を検挙し、犯罪の防止に努めているとの答弁がありました。

最後に、決算審査を行う過程で各委員から様々な意見があり、これを委員会で二十項目に取りまとめ、執行部に提示いたしておりますので、その主なものについて報告をさせていただきます。

まず、総務委員会関係では、若手男性職員の育児に対する考え方が変化してきていることから、男性職員が可能な限り長く育児休業を取得できるよう、代替職員の配置等に努めること。

自主財源の確保に向けて、膨大な県の財産を適切に見極め、計画的に県有未利用地の処分を進めること。

個別避難計画の策定が進んでいない地域だけでなく、策定が進んでいる地域に対しても、計画が形骸化しないよう助言を行うこと。

次に、企画経済委員会関係では、県の財源確保につながることから、企業版ふるさと納税への寄附促進に取り組むこと。

小規模事業者において、賃上げや生産性向上が進むよう引き続き支援を実施するとともに、補助金の活用が賃上げにつながっているか、効果の検証を行うこと。

次に、厚生環境委員会関係では、消費者トラブルに関する教育については、司法書士等の専門団体と連携し、教育の機会を積極的に増やすこと。

学生に対しては、薬物の恐ろしさを十分に伝えるため、学校薬剤師や保護司だけでなく、薬物乱用の当事者による講演の実施も検討すること。

次に、農林委員会関係では、飼料価格の高騰に加え、今後は学校給食における牛乳消費量が減少すると見込まれ、酪農家への影響が懸念されることから、消費拡大、販路拡大に向け支援をすること。

林業の担い手確保を図るため、セミナー等の開催に当たっては、参加者の裾野を広げることを意識して普及啓発を行うこと。

次に、土木委員会関係では、建設業における若手の離職率の低下に向けて、ぎふ建設人材育成リーディング企業の増加に積極的に取り組むこと。

木造住宅耐震補強工事について、経済的事情等により耐震工事に踏み切れない方を支援するため、市町村と足並みをそろえた上乘せ補助を検討すること。

次に、教育警察委員会関係では、産業教育に必要な実習を十分に実施することができるよう、物価上昇の影響を踏まえた予算確保を行うこと。

警察職員宿舎は、職員のモチベーションに関わるため、必要分をしっかりと整備すること。

本委員会の中で、各委員から出された主な意見についての報告は以上であります。執行部におかれましては、これらの意見を含めた今回の決算審査において出された意見や監査委員による審査意見等をしっかりと受け止め、新年度予算への反映など検討を進めていただくよう委員の総意をもってお願い申し上げます。決算特別委員会の委員長報告といたします。

○副議長（高殿 尚君） ただいまから議第八十三号から議第八十六号まで、議第八十八号、議第九十号、議第九十一号、議第九十三号から議第九十五号まで及び議第一百十四号から議第一百十六号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件を決算特別委員会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よって、各案件は決算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

ただいまから議第八十二号、議第八十七号、議第八十九号及び議第九十二号について討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） ただいまの四点について申し上げます。

まず初めに、議第八十二号 令和六年度岐阜県一般会計歳入歳出決算についてです。

長引く物価高で県民生活や営業が苦しい中、県民生活をどのように支援できたのかという点で疑問があります。

二点申し上げます。

一つ目は大型イベントです。

この間、岐阜県は全国規模の大型イベントを数多く誘致してきました。令和六年度は国民文化祭などが県内で開催されました。そして本年はねんりんピックと連続しております。多くの方の協力で成功に終わったのはよかったですし、イベントそのものに反対ではありませんが、これらはコロナ禍の最中から準備が始まり、多額の県費が使われ、県・市町村で多くの自治体職員が従事することで、様々なところにしわ寄せが来ていることも直視すべきです。改めて、こうした様々な負担、県財政の状況を考えると、連続する大規模イベントの開催について慎重になるべきだと考えています。

二点目は、公共事業の在り方と県財政についてです。

県の財政状況の悪化について、今の状況下で県財政が潤うようなことは決して求めていませんし、理想であるとも思いません。根拠なく危機をおおることはすべきでないと思いますが、ただ実際に各種財政指標が悪化し続けており、これは県民生活に直結することであるため、具体的な検証が必要だと思います。借金の返済額である公債費は、令和六年度決算では前年から五十億円以上も増えています。今後さらに実質公債費比率が上昇していく見通しです。

毎年数十億円規模で公債費が増えていくのは、県民の福祉や教育ニーズに对应していく財源、江崎知事が掲げ

る十の目標の達成にも間違いなく大きな影響を及ぼします。そのため、いま一度大型公共事業の優先順位、起債の適正な規模をしつかりと検証し、つくっていくべきと申し上げます。なぜなら、国直轄道路負担金をはじめ大型公共事業では、どうしても県債への依存度が高く、後年度の負担がどんどん膨らむという問題が避けられないからです。公共事業を全てやるべきでないということは決して言いませんが、公共事業の中でも公共インフラの老朽化対策、防災対策など、最優先にすべき公共事業を明らかにし、事業のスピード、優先順位を整理すべきと考えます。

続いて、議第八十七号 令和六年度岐阜県営住宅特別会計歳入歳出決算についてです。

令和六年度は、集約化による解体工事も進められました。この間、入居率の低い県営住宅において集約化が行われてきましたが、実際に住んでいらっしやる方に退去するか移転を求めるといったり方に対して、複数の方から困っているという声が届いております。

移転や退去には、経済的にも体力的にも精神的にも多くの負担がかかります。ましてや病気や高齢、経済的に不安定など、世帯ごとに事情も異なる方々に対し、一方的な要請は非常に重い負担になっていきます。

また、集約化に当たったの計画はなく、入居率が低くなったら検討されるというこれまでの進め方についても、入居者にとってはいつまで今の部屋に住んでいられるのか見通しが持てず、安心して住むことができる住環境とは言い難いのが現状です。集約化によって入居率は改善しておらず、入居者への負担と多額の県費を費やしなから、一体何のための集約化なのか理解に苦しんでおります。

住宅のセーフティネットとしての役割を果たすため、まずは若い世代が住みやすいと思える今の生活スタイルに合った住環境の改修、どの世代でも必要なエレベーターの設置など、バリアフリー化に取り組むのが先

ではないでしょうか、改善を求めます。

続いて、議第八十九号 令和六年度岐阜県国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてです。

令和六年度は、市町村が県に納付する納付金の算定に関わって、保険料水準が統一に向けて段階的に進められる最初の年となったようです。県内自治体の医療費水準に差がある中で、医療費をあまり使っていない市町村ほど県に納める納付金が引き上がり、医療費をたくさん使っている市町村をカバーしていくという仕組みには矛盾があり、医療機関が少ない地域が都市部の高い医療費をなぜ負担しないといけないのかといった声も聞こえてきます。今年度はさらに保険料が上がるため、この矛盾がさらに大きくなり、加入者の保険料負担も重くなつていきます。物価高で多くの県民が暮らし向きが苦しくなつたと答えている中で、社会保障としてあるべき姿なのでしょうか。

これらの問題の根底には、低所得者が多い保険であるにもかかわらず、所得に対し保険料が高く、重いというところがあり、これは構造的な問題です。この間の国保の県単位化や保険料水準の統一は、この構造的矛盾を解決するものでなく、国の財政支援や県の一般会計からの繰入れなしに打開策はないと思われます。歳入合計から歳出合計を引いた決算剰余金見込額は約二十四・九億円とのことです。前年より減少しており、また、これらは全て活用可能な剰余金とは言えませんが、少なくとも活用可能分は加入者の保険料引下げにつながるような対応を求めます。

最後に、議第九十二号 令和六年度岐阜県徳山ダム上流域公有地化特別会計歳入歳出決算についてです。

徳山ダム建設に合意された旧徳山村村民の方々には、この公有地化事業を望んでいらつしやつたわけではなく、自身の所有する山林に立ち入ることができ道路建設を求めていらつしやいました。こうした経緯から、本事

業には賛同できません。

○副議長（高殿 尚君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

ただいまから議第八十二号、議第八十七号、議第八十九号及び議第九十二号を起立により一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件を決算特別委員会委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○副議長（高殿 尚君） 起立多数であります。よって、各案件は決算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 日程第四を議題といたします。

追加提出議案に対する知事の説明を求めます。知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） おはようございます。

本日追加提出いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第百五十八号は欠員となっており、教育委員会委員に新たに小島貴子氏を任命するため、議第百五十九

号は人事委員会委員の任期満了に伴い、佐藤まゆみ委員を再任するため、議第六十号は公安委員会委員の任期満了に伴い、新たに河合刀記夫氏を委員に任命するため、議第六十一号は収用委員会予備委員の退任に伴い、新たに堀 雅博氏を予備委員に任命するため、それぞれ同意を求めるものです。

議第六十二号は、土地利用審査会委員の任期満了に伴い、三名の委員を再任するとともに、新たに四名を委員に任命するため、同意を求めるものでございます。委員各位におかれましては、どうぞよろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○副議長（高殿 尚君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議第五十八号から議第六十二号までを直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よって、各案件を直ちに採決することに決定いたしました。ただいまから議第五十八号 教育委員会委員の任命同意についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案件はこれに同意することに決定いたしました。次に、議第五十九号 人事委員会委員の選任同意についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、議第百六十号 公安委員会委員の任命同意についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、議第百六十一号 収用委員会予備委員の任命同意についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、議第百六十二号 土地利用審査会委員の任命同意についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 日程第五を議題といたします。

ただいまから県議第十四号 軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書についての案件に対する提出者の説明を求めます。十八番 所 竜也君。

〔十八番 所 竜也君登壇〕

○十八番（所 竜也君） 県議第十四号 軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書について、提案者を代表して意見書発案の趣旨を御説明いたします。

軽油引取税の課税免除措置については、国民の生活や対象事業者への影響などを勘案し、令和六年度税制改正において令和八年度末まで免税措置が講じられております。この措置により、索道事業者がスキー場で使用する圧雪車をはじめ碎石場内の機械類や農林業用機械などに使用される軽油に対し軽油引取税の課税が免除されており、燃料価格が高止まりする中で厳しい経営環境に置かれている地方の事業者においては、免税軽油制度の継続は経営安定上不可欠なものとなっております。そのため、もし課税免除措置が廃止されれば、本県の冬季観光の重要な柱であるスキー場の経営や碎石業者などの商工業、農林業などの経営が圧迫されるなど、地域経済全体に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

なお、現在政府において暫定税率の廃止が進められておりますが、廃止後も本則税率は存続いたしますので、よって広範な産業への影響を考慮し、軽油引取税の課税免除措置を令和九年度以降も継続されるとともに、その恒久化についても検討されるよう強く求めるため、国に意見書を提出したいと考えております。どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。意見書発案の趣旨説明いたします。どうか議員

○副議長（高殿 尚君） お諮りいたします。県議第十四号を直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案を直ちに採決することに決定いたしました。

ただいまから県議第十四号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから県議第十五号 介護・福祉の現場への支援の拡充を求める意見書についての案件に対する提出者の説明を求めます。二十二番 恩田佳幸君。

〔二十二番 恩田佳幸君登壇〕

○二十二番（恩田佳幸君） 県議第十五号 介護・福祉の現場への支援の拡充を求める意見書について、提案者を代表して意見書発案の趣旨を御説明させていただきます。

特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、保育所など、介護・福祉の現場は地域福祉の根幹を担っています。近年の物価高騰により、光熱費や燃料費など日々の運営に不可欠な経費が上昇している一方で、報酬等の公定価格の改定には時間を要するため、現場が自己負担により増加するコストを吸収せざるを得ない状況が続いています。また、介護・福祉の現場では、賃金水準は依然として全産業平均を下回っており、人材の確保、定着が困難な状況でもあります。さらに、施設整備においても、建設費や人件費の高騰により、老朽化した施設の改修や建て替えが進まない状況ともなっております。こうした課題は、地域住民の暮らしの安心に直結するものであり、全国共通の課題として、制度的な改善と財政的支援を一体的に講ずることが求められています。よって、一、物価高騰や処遇改善、人材確保に適時適切に対応できるよう、臨時的な報酬改定や国による補助制度の創設など緊急的な財政支援を行うこと。

二、公定価格について、物価や人件費の変動に対応し切れない制度上の課題を踏まえ、現場の实情に的確に反映できるよう、柔軟かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。

三、施設の老朽化や災害対策、地域の实情に応じた整備が可能となるよう、施設整備費等の補助制度の拡充を図ることについて措置を講ずるよう強く求めるため、国に意見書を提出したいと考えております。どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。意見書発案の趣旨説明いたします。

○副議長（高殿 尚君） お諮りいたします。県議第十五号を直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本案を直ちに採決することに決定いたしました。ただいまから県議第十五号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから県議第十六号 高等学校段階における一人一台端末の公費負担の充実を求める意見書についての案件に対する提出者の説明を求めます。十九番 今井政嘉君。

〔十九番 今井政嘉君登壇〕

○十九番（今井政嘉君） 県議第十六号 高等学校段階における一人一台端末の公費負担の充実を求める意見書について、提案者を代表し、意見書発案の趣旨を説明いたします。

国は、令和元年十二月にGIGAスクール構想を打ち出し、地方自治体に対して必要な財政支援を行い、小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）の児童・生徒に対する一人一台タブレットの端末等の整備を推進してきました。現在は、第二期GIGAスクール構想が推進されており、小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）においては、タブレット端末等が全て公費負担で児童・生徒に貸与されている一方で、高等学校段階での端末費用の負担の対応は各都道府県の判断に任せられている状況です。来年度以降、本県を含め、財政上の理由などから端末整備を保護者負担に移行する県が増加する見込みであり、財源を確保できない自治体においては保護者に重い負担が生じるなど、自治体間の格差が顕在化してくる可能性があります。

一方で、国においては、いわゆる高校無償化の制度設計に向けた議論が加速しており、授業料無償化のほか、教材費など授業料以外に支援をする高校生等奨学給付金の拡充や公立高校への支援の拡充などを一体で進めることとされています。よって、国においては、高校無償化の検討も踏まえ、高等学校段階における一人一台端末の整備や更新、ネットワーク環境の強化等に関し必要な財源措置を講ずることを強く求めるため、国に意見書を提出したいと考えております。どうか議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます、意見書発案の趣旨説明といたします。

○副議長（高殿 尚君） お諮りいたします。県議第十六号を直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案を直ちに採決することに決定いたしました。ただいまから県議第十六号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

+++++

○副議長（高殿 尚君） これをもって提出されました案件は全て議了いたしました。よって、令和七年第五回
岐阜県議会定例会を閉会いたします。

午前十一時十四分閉会

+++++

閉 会 式

〔一同起立〕

○事務局長（笹橋智基君） ただいまから閉会式を行います。副議長から挨拶をいただきます。

〔副議長 高殿 尚君登壇〕

○副議長（高殿 尚君） 議長に代わり御挨拶をさせていただきます。

議員各位には、十二月二日より十七日間にわたる本定例会会期中、提出されました議案をはじめ当面する県政の諸課題について終始熱心に御審議を賜り、ここに全ての案件を議了することができました。

この上は、県民生活の向上と県経済活性化のために着実かつ速やかに実行されますことを心から願ってやみません。

厳しい社会経済情勢の下、今何をすべきか、議員のみならず県職員の皆様もその原点に立つて、県民のための優しい対応をお願いするところでございます。

議員並びに執行部各位におかれましては、議事運営に格別の御協力をいただきましたことを心から御礼申し上げます。

さて、今年も残すところあと僅かとなりましたが、皆様方におかれましては、健康に十分御留意され、よき新年を迎えられますようお祈り申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

（拍 手）

○事務局長（笹橋智基君） 知事から挨拶をいただきます。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、提出案件につきまして終始御熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございます。また、

また、本日は追加提出分を含む予算、条例その他の議案を可決いただくとともに、人事案件の選任、任命同意をいただき、改めて御礼申し上げます。皆様方からいただきました貴重な御意見を踏まえまして、来年度の予算編成をはじめ、今後の県政の推進に努めてまいります。

年の瀬も迫り、議員の皆様方におかれましては、何かとお忙しくなることと存じます。どうか健康には十分御留意されまして、よき新年を迎えられますようお祈り申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

○事務局長（笹橋智基君） これをもちまして閉会式を終わります。



議

長

小

原

尚

副

議

長

高

殿

尚

二

番

辻

井

俊

貴

八

番

牧

田

秀

憲

十

番

森

治

久

二十一 番

安 井

忠

二十九 番

長 屋

光

征